

五百誓願略經私記について

——袋中上人の釋迦如來信仰——

成 田 貞 寛

一

吾が國に於ける悲華經の流轉史を考察することは、日本佛教史を究明する上に於て、極めて重要なことであると考えられる。特に平安末から鎌倉期にかけての南都諸師の教學の中に悲華經の所説が種々の形で受容せられ、各方面に於て、それぞれの自己形成の道が立てられて行つたことに就ては、從來もしばしば述べたところである。それが影響は意外に大きく、鎌倉佛教の主流をなすとさえ思はれる程舊佛教系は勿論であるが、新興の諸宗からも注意されていたことと思はれる。日蓮聖人も法相三論の諸師は勝應身に似たる釋迦佛を本尊となすと仰せられているが、その勝應身に似たるものと指摘される所、その背景に悲華經のあることを知つておられたに相違ないと考えられる。悲華經の流轉と共に常に考えられることは、釋迦如來像の造願に就てであるが、その造

願が常に清涼寺式釋迦如來像の形式を取つて迎えられている點である。時代によつてその彫像の表現に於て幾分の相違が見うけられるが、常にかかる形式を取つていることは、悲華經の流轉を考察すると共に、清涼寺式釋迦如來像に對する信仰の歴史を知る上に於て極めて重要なことであると考えられる。

二

さて、今ここに紹介せんとする五百誓願略經私記二卷なるものは、曾て述べたこともある如く、悲華經の一種の註釋本であることは明かである。戰國期から徳川初期にかけて活躍した、名越、白旗、藤田等の法燈を傳えた釋良定、即ち袋中上人によつて撰述されたものである。上人存命中、在俗の門弟、山田某によつて述作されたとされる袋中上人傳^①には、四十二章經註、涅槃考文鈔一卷、泥洹之道一卷、彌陀偈抄一卷、

舍利禮文記と共に、瓶原の心光院にて撰述されたと記されているから恐らくこれに相違なく、上人の撰述としてはごく晩年の作で、八十六歳頃の撰述と推定される。現在その自筆本は見當らないが、寛文十年八月中旬、秋田屋清兵衛板行にかかる刊本によつてその全貌を知ることが出来る。

この五百誓願略經私記が高山寺本、釋迦如來五百大願經を考察する上に於て極めて重要な資料であることは曾て述べたところであるが、亦袋中上人その人の行實を探る上に於ても重要な資料であると考えられる。略經私記の内容構成並にその特色の一部については、既に一言したことがあるが、特に高山寺本釋迦如來五百大願經との最も著しい異りは、高山寺本が諸菩薩本授記品内にて五百條の誓願文を構成しているに對し略經私記に於ては次の檀波羅蜜品にまで及び、その品の中から三十願を構成している點である。即ち文を分つ中、大文第七、未來の現益（生々の利益）、として四十三願を數ふるが、その中、三十願を別出している。今異譯大乘悲分陀利經の分品に従つて願數を整理して見ると、次の如くである。

「眼施品第二十三には、歡樂世界願、施捨舌耳願。身施品第二十四には、無垢須彌願、增益其身願、恒沙萬歲願、十方十阿誓。寶施品第二十五には、利益月雷願、珍寶遍滿願。醫方施品第二十六には、利益網界願、咒術治病願、慧光除病願。現伏藏施品第二十七には、利益選擇願、一切布施願、施閻浮

願、閻浮承順願、無上成足願、無上五眼願、無上智耳願、得馬藏相願、無上金色願、無上信手願、作山施肉願、大肉山願、肉山久住願、廣長舌相願、龍王寶藏願、七反示現願、珊瑚夜叉願、夜叉誡人願、十方發願願。

蓋し、檀波羅蜜品は大悲菩薩（寶海梵志）の生々世々に亘つての檀波羅蜜を圓滿せしむることを種々の點より説くことが、その中心となつてゐるが、袋中上人が生々世々の利益として第七大文を規定し、その直前に、第六大文として、多衆の結緣（生死の結緣）として九願、即ち、結緣作父願、海神作母願、水神乳母願、二帝弟子願、帝釋爲子願、山神爲婦願、修羅僮僕願、異類請緣願、裸形求施願、を規定している點は高山寺本釋迦如來五百大願經と特に異なる點にして、釋迦如來の本緣を深く且つ廣く考察するところのものとして、その特色と意義を認めねばならぬと思ふ。亦寶海梵志の寶藏佛の御前に於て啓請し上る部分を、大文第四、重濟三獄苦として十願（諸願不滿誓、重誓不滿願、捨自利他願、我願利久願、結緣地獄願、出獄生人願、廣博代苦願、代諸獄苦願、代人身罪願、實業代苦願）を規定し、特に力説せらるるが、先にも一言せる如く上人の晩年の行實を探る上に於て極めて重要な部分として特筆すべきであると考えられる。

さて、現在袋中上人の終焉の地、南山城飯岡西方寺には琉球から御持歸りになつたと云ふ清涼寺式釋迦如來像（木彫）があり、亦、飯岡の丘陵、三峰には三石佛を安置し、東の峯には藥師如來、南の峯には釋迦如來、西の峯には阿彌陀如來が安置され、南の峯、ころころ山の麓には、南面して立像約三尺（半浮彫式）の清涼寺式釋迦如來像が安置されている。像の右側に「寛永十五年飯岡村□□敬白」と微かに讀まれる

刻字があり、造立の年を知ることが出来るが、ともあれ、これによつても上人に釋迦如來に對する信仰の厚かつたことを理解することが出来る。

蓋し、寛永十四年、上人八十六歳の時、十三年間住みなれし瓶原心光院から、遙か飯岡の地に移住になつたのであるが、これに就ては種々の理由もあつたことと思はれるけれども、これこそ上人の釋迦如來に對する信仰の具體的實踐を示すものとして注意せねばならぬと思ふ。袋中上人傳にはこの間の消息を傳えて次の如く説いている。

寛永十四年、上人八十六歳その比、郡の内に重罪を犯せる輩ありて、官家の裁斷刑罰に行はるゝに定りぬ。上人ふかく悲愍して赦免を願はせ給へど、國の大法なればとてゆるさて、みな死刑にありぬ。されば上人救済の志もいたづらになり。拔苦の行も立ざりければ、此地化道行はれず居住してなんの益かあらん。しかし他方に移居せんにはとて、衣鉢を身に隨がえ、渡口に出て船師、黒

助といふものの船にめされけり。年來歸依の道俗おもひまふけぬ事なれば、あはて出たちかきなりて袖をひき手をとりいましはしとどめけれど上人更にみかへり給ふ氣色もなし。人々せんかたなくて、行衛いつ國とおもひさだめ給ふぞとたづねければ、時に上人、（いづみ川雲井の空にながれてし、いま行末は風にまかせと）と答へ給ふに、おりふし風おこりて船は流れのはやきにしかひて、とをさかりけるとぞ。

この消息は上人の傳記としては極めて重要な部分であると思はれる。上人の悲願が徒勞に歸し、拔苦の行が成りたたないと言ふことは、上人に取つて如何に耐えがたいことであつたかと推測される。藤堂祐範氏は袋中良定傳の研究の中でこの間の消息を説いて、「君子道行はれざれば住せず」と解せられてゐるが只單にかく解するのみでは妥當であるとは考えられないと思ふ。先にも一言せる如く、大文第四は、重濟_ニ獄苦_一と規定し、二つの誓いと八つの願文を規定しておられることによつても知られる如く、特に上人のこの項に於ける説明は詳細を極めている。即ち梵志の大悲至極なりとして、その誓いの説明にしても所願成ぜずんば未來世に流轉して自他共に大惡を成すべしとまで言及し、亦廣く諸の獄苦に代りて顧りみないとか、廣博代_レ苦願にては、この願殊に深恩なり、唯仰信すべく何ぞ墨筆を加えんやと説き、人道の代受苦について問答する等、の記載を思ふ時、瓶原を去ることは上人の心

中にとつて、やるせない思いがあつたに違いないと考えられる。飯岡丘陵の南の峯に於ける石造清涼寺式釋迦如來像が南面瓶原に向つて安置されていることも、そこに深き思召しがこめられていたのではなからうか。若しかく解することが許されるとするならば袋中上人の飯岡移住は上人の釋迦如來信仰の具體的實踐を示すものとしてその意義を認めねばならぬと思ふ。

四

以上袋中上人撰述にかかる五百誓願略經私記の特色と、その信仰について述べて來たが、蓋し、悲華經所説の菩薩行願の思想は、平安末鎌倉期以降、全時代を通じて日本佛教史の一底流となり、室町期を経て戰國徳川初期は特に復古運動の盛んな時代であり、袋中上人による五百誓願略經私記もその所産の一つとして數えることが出来るのではないであらうか。しかもその度毎に清涼寺式釋迦如來像が信仰の對象として迎えられ、心ある佛教徒の主體性の確立えの中核として信仰せられて行つたことは意義深きことであると考へられる。諸法度によつて規制せられた徳川幕藩體制下の社會機構の中に迎えられた諸宗の教は、決して佛教本來の姿に於て、その活動が許されていたのではない。その間清涼寺釋迦如來に對する信仰も、江戸出開帳の方式を以て、元禄十三年以降、種

々の意圖もあつてか、打出されて來てはいるが、その間、佛教徒としても佛教本來の行き方に歸らんとする復興運動もその裏面に於ては推進せしめられて行つたのではないであらうか。

- 1 拙著「鎌倉期南都諸師の釋迦如來觀と穢土成佛説の受容について」（印度學佛教學研究第十一卷二號所收）等。
- 2 縮冊遺文、開目鈔、七九一頁。
- 3 67 拙著「釋迦如來五百大願經の成立」（印度學佛教學研究第十三卷二號所收）
- 4 淨土宗全書第十七卷、七二六頁。袋中上人繪詞傳二卷が原本にして現在では山城瓶原篤流寺にあり。藤堂祐範著「袋中良定上人傳」參照。
- 5 龍谷大學圖書館藏のものにして、司書平春生先生の配慮により閱覽の便を得ることに謝意を表す。
- 7 五百大願略經私記には獨自の立場から願數三百三十五願を規定し、文を分つて大分七つとしている。即ち一、明修行六度。二、明三相。三、明滅度利益。四、重濟三獄苦。五、現前諸瑞。六、多衆結緣。七、生々利益矣。（諸菩薩本授記品にて十三願を規定す）
- 8 大正新修大藏經第三卷、二七八頁。
- 9 淨土宗全書第十七卷、七三五頁。
- 10 塚本俊孝著「嵯峨釋迦佛の江戸出開帳について」（佛教文化研究第六、七號所收）。